

## 和牛肉需要拡大緊急対策事業実施要綱

令和5年12月 1日付け 5農畜機第5657号  
一部改正 令和5年12月21日付け 5農畜機第6111号  
一部改正 令和6年 2月 5日付け 5農畜機第7023号  
一部改正 令和6年12月27日付け 6農畜機第6360号  
一部改正 令和8年 1月14日付け 7農畜機第6738号

物価高騰に伴う消費者の生活防衛意識の高まり等により、和牛肉の需要が軟調に推移していることから、緊急的かつ強力に和牛肉の需要を喚起し、需給状況を改善する必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、和牛肉の販売促進等の取組、和牛肉の消費拡大等の取組等、訪日外国人を対象に和牛肉を提供する取組等を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、和牛肉の需要拡大を図り、もって食肉需給状況の改善に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 第1 事業実施主体、事業の内容等

本事業の実施主体、事業の内容、事業の実施、補助金の交付手続等については、以下のとおりとする。

#### 1 和牛肉新規需要開拓支援緊急対策事業

和牛肉の販売拡大や販売方法の多様化を図るため、食肉事業者

が行う和牛肉の新規需要開拓等の取組を支援する事業であり、別添 1 のとおりとする。

2 和牛肉消費拡大・理解醸成緊急対策事業

和牛肉の消費拡大及び理解醸成を図るため、食肉事業者等が行う和牛肉関連イベント等の取組を支援する事業であり、別添 2 のとおりとする。

3 和牛肉インバウンド消費喚起支援事業

和牛肉の輸出拡大にもつながる訪日外国人に和牛肉を提供する取組や、帰国後の和牛肉消費を拡大する取組等を支援する事業であり、別添 3 のとおりとする。

4 和牛肉販売促進等支援緊急対策事業

和牛肉の販売拡大や販売方法の多様化を図るため、食肉事業者等が行う和牛肉の販売促進等の取組を支援する事業であり、別添 4 のとおりとする。

5 和牛肉消費拡大等支援緊急対策事業

和牛肉の消費拡大及び理解醸成を図るため、食肉事業者等が行う和牛肉の試食提供等の取組を支援する事業であり、別添 5 のとおりとする。

6 和牛肉インバウンド需要拡大支援事業

インバウンド（訪日外国人観光客等）が和牛肉を日本国内外で喫食する機会を増加させるため、レストラン等へのアクセスを容易にするプラットフォーム整備や和牛肉消費拡大に向けた広報宣伝等の取組を支援する事業であり、別添 6 のとおりとする。

7 和牛肉販売強化等支援緊急対策事業

和牛肉の販売拡大や販売方法の多様化を図るため、食肉事業者が行う和牛肉の販売促進等の取組を支援する事業であり、別添 7 のとおりとする。

8 和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業

和牛肉の消費拡大及び理解醸成を図るため、食肉事業者等が行う和牛肉の喫食機会拡大の取組を支援する事業であり、別添 8 のとおりとする。

## 第2 その他

独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

### 附 則（令和5年12月1日付け5農畜機第5657号）

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 別添の事業（ロイン新規需要開拓事業を除く。）を、令和5年12月1日から補助金の交付決定までの間に着手した場合にあっては、「農畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）13の規定に基づく着手の手続については、同規定にかかわらず、別添の別紙様式第7号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

### 附 則（令和5年12月21日付け5農畜機第6111号）

- 1 この要綱の改正は、令和5年12月21日から施行する。
- 2 別添1の事業（ロイン新規需要開拓事業を除く。）を、令和5年12月1日から補助金の交付決定までの間に着手した場合にあっては、「農畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）13の規定に基づく着手の手続については、同規定にかかわらず、別添1の別紙様式第7号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

### 附 則（令和6年2月5日付け5農畜機第7023号）

この要綱の改正は、令和6年2月5日から施行する。

### 附 則（令和6年12月27日付け6農畜機第6360号）

この要綱の改正は、令和6年12月27日から施行する。

附 則（令和8年1月14日付け7農畜機第6738号）  
この要綱の改正は、令和8年1月14日から施行する。